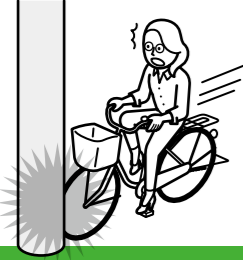


万が一の重大事故のお支払保険金を徹底比較!

保険金支払事例

人身傷害保険 VS 一般的な傷害保険



事故例 自転車の運転を誤り、電柱に衝突

後遺障害第14級9号(局部に神経症状を残すもの)に認定^(※1)

●被害者50歳女性 ●専業主婦 ●入院日数60日 ●通院実日数15日 ●休業日数75日

(※1)後遺障害の認定は対応する保険契約の後遺障害等級表に基づきます。

人身傷害保険からの保険金

保険金額:5,000万円

損害費目	保険金	計算式
治療費	200,000円	社会保険適用後の自己負担額(実費)
入院料	10,000円	基準看護料等(実費)
通院費	8,000円	交通費等(実費)
諸雑費	66,000円	1,100円×60日
休業損害	427,500円	5,700円×75日
精神的損害	630,000円	日額×対象日数×所定割合
後遺障害による損害		
逸失利益 ^(※2)	888,097円	収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数
精神的損害	400,000円	弊社が定める所定額
合計	2,629,597円	

◆人身傷害保険の保険金のお支払いに関する詳細は「家庭用総合自動車保険(AAP)ご契約のしおり」をご覧ください。

一般的な傷害保険からの保険金

保険金額:死亡・後遺障害 500万円

入院日額 3,000円 通院日額 2,000円

内 訳	保険金	計算式
後遺障害保険金	200,000円	後遺障害等級表より
手術保険金	30,000円	3,000円×10倍
入院保険金	180,000円	3,000円×60日
通院保険金	30,000円	2,000円×15日
合計	440,000円	

人身傷害保険は
実損払^(※3)

(※2)労働能力喪失期間を「6年」として逸失利益を算出しています。
(※3)弊社が定める人身傷害条項損害額算定基準に基づきます。

一般的な傷害保険は
定額払

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

茨城県のみなさま

「茨城県交通安全条例」により、令和元年6月27日から自転車保険等への加入が努力義務となっています。

そこで!

自転車事故も

家庭用総合自動車保険
なら安心です!

AAP



AAP(家庭用総合自動車保険)はリスク細分型の自動車保険です。

自転車を取り巻く事故は、
一般的に3パターンの事故が想定されます。

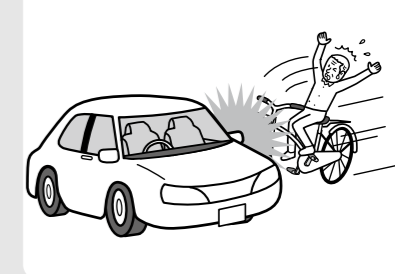
1 自分がケガをする



2 他人にケガをさせる



3 他人の財物を壊す



▼ 自転車での加害事故例

賠償額 ^(※)	事故の概要	裁判例
約9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決
約9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	東京地方裁判所 平成20年6月5日判決
約6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。	東京地方裁判所 平成15年9月30日判決

(※)賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。出典:一般社団法人日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車事故の実態と備え」

1 「自分がケガをする」という事故は、

AAP に自動的にセットされる

人身傷害保険で補償します。

人身傷害保険は自動車事故などにより死傷された場合や

後遺障害を被られた場合に、治療費・休業損害・精神的損害など、

様々な費用について **実際^(※)の損害額** を補償します。

(※) 約款で定めた「人身傷害条項損害額算定基準」に基づき認定し、お支払いします。



AAPの人身傷害保険の補償範囲

お車の事故	1 ご契約のお車に乗車中の事故	2 ご契約のお車以外の自動車 ^(※1) に乗車中の事故	3 歩行中などの車外の自動車事故
	4 自転車などの交通乗用具 ^(※2) の事故	5 駅などの乗降場構内(改札口の内側)の事故	

(※1) 「ご契約のお車以外の自動車」には、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。

(※2) 交通乗用具とは、電車・自転車・飛行機・エレベーターなどの自動車以外のものをいいます(補償の対象となる交通乗用具には一定の制限があります)。

●人身傷害保険の補償対象となる方のうち、「4自転車などの交通乗用具の事故」の補償対象となる方は、以下のとおりです。

1 記名被保険者	2 1の配偶者	3 1または2の同居の親族	4 1または2の別居の未婚(婚姻歴がないこと)の子
-------------	------------	------------------	------------------------------

補償の重複に関するご注意(右ページ下段)も合わせてご確認ください。

▶ 家庭用総合自動車保険(AAP)では、人身傷害保険の他に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険が自動セットになります。

2 3 「他人にケガをさせる」と「他人の財物を壊す」という事故は、

AAP にご希望によりセットする

日常生活賠償責任特約で補償します。

日常生活賠償責任特約の補償

日本国内において次の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 記名被保険者が居住に使用する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

自転車で走行中、停車中の車に接触しキズをつけた。



自転車で走行中、歩行者と接触しケガを負わせた。



買い物先で商品を壊してしまった。



示談交渉サービス付!

被保険者から申し出があり、事故の相手の方の同意が得られれば、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けします。

(注1) 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない事故(一方的な被害事故など)の場合は示談交渉のお引き受けはできません。

(注2) 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない事故に備えて、弁護士費用等特約のセットをおすすめします。



保険金額 **無制限**

免責金額^(※) **0円**

(※) お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

●日常生活賠償責任特約の補償対象となる方は、以下のとおりです。

1 記名被保険者	2 1の配偶者	3 1または2の同居の親族	4 1または2の別居の未婚(婚姻歴がないこと)の子
-------------	------------	------------------	------------------------------

(注) 1~4に該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)も被保険者となります。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

! 補償の重複に関するご注意

「人身傷害保険」^(※)「日常生活賠償責任特約」のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる補償・特約や弊社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(※) 人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約をセットすることで、補償範囲を「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定することができます。

(注) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、廃車などによりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償・特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

当該特約と同様の補償の特約をセットした保険契約の有無

有 無